

農業集落排水施設使用料の 算定方法の変更について

南国市上下水道局

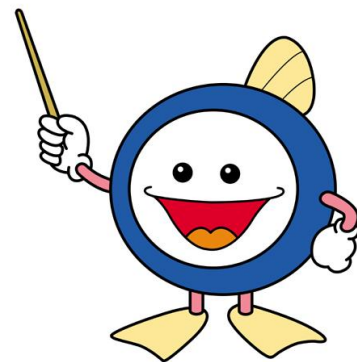
目次

1. 変更の内容
2. 変更の背景
3. 近隣市町村との比較
4. 変更の時期
5. 使用料変更についてのQ & A

1. 変更の内容

農業集落排水施設の使用料について、これまでの人数制の料金体系から、公共下水道使用料と同様に、水道水の使用水量に応じた従量制へ算定方法を変更することとなりました。

人数制から
従量制へ



1. 変更の内容

(1) 使用水量（汚水量）認定の仕方

現在、使用者の世帯人数に応じた認定水量により使用料を算定していますが、変更後は、皆さまの流した汚水の量に応じて使用料をいただくことになります。汚水の量を認定するため、次のような方法に変更します。

使用状況	変更前	変更後
水道水のみ使用	世帯人数に応じた 認定水量	水道使用水量
井戸水のみ使用		世帯人数に応じた認定水量 ※変更なし
水道水と 井戸水併用		水道使用水量と世帯人数に 応じた認定水量を比較して 多い方を汚水量とします。

1. 変更の内容

(2) 使用料について

水道水のみ使用の場合 (水道使用水量で算定)

基本料金		従量料金	
基本水量	使用料	使用水量	使用料 (1m ³ につき)
0～10m ³	1,000円	11～20m ³	107円
		21～30m ³	117円
		31～50m ³	130円
		51～100m ³	150円
		101～200m ³	170円
		201～500m ³	190円
		501m ³ ～	210円

(1ヶ月あたり 税抜)

1. 変更の内容

水道水のみ使用の場合

使用料の計算方法

例 1 1ヶ月で20 m^3 ご使用の場合

基本料金 1,000円 (0~10 m^3 の分)	+	従量料金 1,070円 (11~20 m^3 の分) $10\text{m}^3 \times 107\text{円} = 1,070\text{円}$	+	消費税 207円	=	使用料 2,277円
--	---	--	---	-------------	---	----------------------

例 2 1ヶ月で50 m^3 ご使用の場合

基本料金 1,000円 (0~10 m^3 の分)	+	従量料金 4,840円 $\left\{ \begin{array}{l} (11\sim 20\text{m}^3\text{の分}) \ 10\text{m}^3 \times 107\text{円} = 1,070\text{円} \\ (21\sim 30\text{m}^3\text{の分}) \ 10\text{m}^3 \times 117\text{円} = 1,170\text{円} \\ (31\sim 50\text{m}^3\text{の分}) \ 20\text{m}^3 \times 130\text{円} = 2,600\text{円} \end{array} \right.$	+	消費税 584円	=	使用料 6,424円
--	---	--	---	-------------	---	----------------------

1. 変更の内容

水道水のみ使用の場合

変更後の家庭への影響

1人世帯で1ヶ月に10m³ご使用の場合

13m³ 1,453円 → 10m³ 1,100円

353円の負担減

2人世帯で1ヶ月に20m³ご使用の場合

19m³ 2,159円 → 20m³ 2,277円

118円の負担増

※税込

1. 変更の内容

井戸水のみ使用の場合

(認定水量で算定)

これまでと変更ありません。

井戸水のみを使用し、下水道に汚水を流されている場合は、世帯人数に応じた認定水量で汚水量を算定します。

世帯人数	認定水量	使用料
1 人	13m ³	1,453円
2 人	19m ³	2,159円
3 人	25m ³	2,920円
4 人	31m ³	3,707円
5 人	37m ³	4,565円
6 人	43m ³	5,423円
7 人	49m ³	6,281円
8 人	55m ³	7,249円
9 人	61m ³	8,239円
1 0 人	67m ³	9,229円

(1ヶ月あたり 税込)

1. 変更の内容

水道水と井戸水併用の場合

水道使用水量と世帯人数に応じた認定水量を比較して、どちらか多い方の水量を汚水量とします。

水道水と井戸水を併用している場合は、届出が必要となります。
届出の方法等につきましては、決まり次第お知らせします。

1. 変更の内容

水道水と井戸水併用の場合

使用料の計算方法

例 1 2人家族・1ヶ月で15m³ご使用の場合
認定水量19m³で認定水量の方が多いため、汚水量は19m³

使用料
2,159円

例 2 2人家族・1ヶ月で20m³ご使用の場合
認定水量19m³で水道使用量の方が多いため、汚水量は20m³

基本料金
1,000円
(0~10m³の分)

+

従量料金 1,070円
(11~20m³の分) 10m³ × 107円 = 1,070円

+

消費税
207円

=

使用料
2,277円

1. 変更の内容

水道水と井戸水併用の場合

変更後の家庭への影響

1人世帯で1ヶ月に10m³ご使用の場合

13m³ 1,453円 → 13m³ 1,453円

負担増減なし

2人世帯で1ヶ月に20m³ご使用の場合

19m³ 2,159円 → 20m³ 2,277円

118円の負担増

※税込

2. 変更の背景

南国市では農業集落排水と公共下水道があり、地域によって使用料の算定方法が異なっていました。

しかし、農業集落排水と公共下水道は、快適な居住空間の実現と共に公共用水域の水質保全などの利用目的が同じでありながら、使用料の算定方法の違いから格差が生じており、下水道使用者の負担の公平性を図る必要がありました。

3. 近隣市町村との比較

農業集落排水施設使用料の算定方法については、現在南国市以外は「排水した汚水量（水道使用水量）」で算定しています。変更後、1ヶ月に20m³使用した場合の使用料は一番低い金額となります。

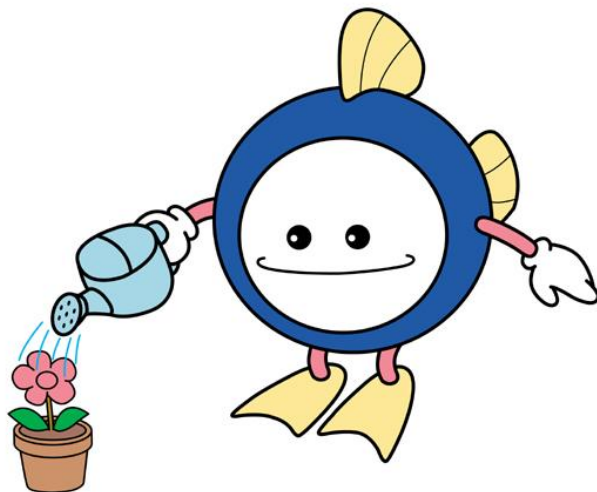
	南国市【変更後】	高知市	香美市	香南市
算定方法	排水した汚水量 ※井戸使用の場合は 汚水量か認定水量	排水した汚水量	排水した汚水量 ※井戸使用の場合は 汚水量か認定水量	排水した汚水量 ※井戸使用の場合は 認定水量
使用料 (※)	2,277円	2,948円	2,750円	2,420円

※1ヶ月20m³使用時（税込）

4. 変更の時期

令和8年度中の変更を予定しています。

具体的な時期が決まりましたら、ホームページや広報でお知らせします。



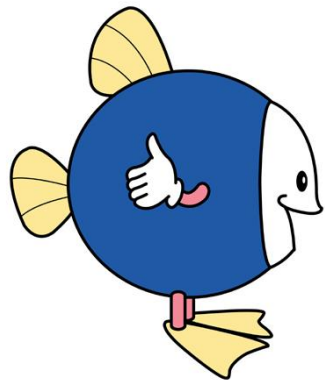
5. 使用料変更についてのQ&A

Q 変更後、使用料は上がりますか？下がりますか？

A これまでは世帯人数によって一定でしたが、これからは使用された水道水の水量で使用料を決定しますので、世帯人数や水道使用水量によって上がる場合や下がる場合が考えられます。これまでの水道使用水量を「使用水量等のお知らせ」で一度ご確認ください。

Q 洗車や畑、庭への散水などで水道水を使用し、下水道に流していない場合はどうなるの？

A あくまで使用された水道水の水量で使用料を算定します。洗車や畑、庭への散水などで水道水を使用される場合は、節水に心がけていただくようお願いします。



ご負担をおかけいたしますが、
皆さまのご理解ご協力をお願い
いたします。

